

## 飼い主のいない猫と地域との共生事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨にかんがみ、猫の不必要な繁殖による近隣に対する危害及び迷惑の発生を防止し、公衆衛生の向上に寄与するため、市内に生息する飼い主のいない猫（以下「対象猫」という。）の不妊去勢を支援することを目的に、対象猫と地域との共生事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(市の役割)

第2条 市は、この要綱に基づく支援（以下「本支援」という。）として次のことを行う。

(1) 事業の全体調整

(2) 対象猫の業務委託による不妊去勢手術（以下「手術」という。）の実施

(3) 手術の受託者との連絡調整

(4) 手術を実施する対象猫（以下「手術前対象猫」という。）への駆虫薬（ノミダニ駆除薬）の投与

(5) 手術前対象猫及び手術を行った対象猫（以下「手術後対象猫」という。）の一時預かり

(支援の対象者等)

第3条 本支援の対象となる者（以下「対象者」という。）は、下関市地域猫活動支援事業実施要綱（令和3年4月1日制定）第6条の規定により本市が届出を受理した地域猫活動団体又は対象猫の給餌や給水等を日常的に管理している市民とする。

(費用の負担)

第4条 対象者は、無料で本支援を受けることができるものとする。

(支援の申請)

第5条 本支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、不妊去勢手術実施申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び不妊去勢手術の実施に係る誓約書（様式第2号。以下「誓約書」という。）を、指定された期間

内に市長に提出しなければならない。

- 2 申請書及び誓約書の提出は市長が認める電子申請の方法によることができるものとする。
- 3 申請に当たっては、1回の申請につき5頭を上限する。
- 4 同一年度内において、手術を実施する頭数は、1団体当たり40頭まで、1世帯当たり20頭までとする。

(支援の決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書及び誓約書の提出を受けた場合において、予算の範囲内で先着順により本支援の実施を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の決定に当たり、必要な審査を行うものとする。

(決定の通知等)

第7条 市長は、前条の規定により本支援の実施を決定したときは、不妊去勢手術実施決定通知書(様式第3号)により、申請者に手術実施前対象猫の搬入出の日時、手術の日等を通知するものとする。

- 2 前項の通知は、郵送により行うものとする。
- 3 市長は、申請者に対して、下関市動物愛護管理センター(以下「センター」という。)に前項の通知を持参させ、センターの職員にこれを確認させることにより、申請者が市民であることを確認するものとする。
- 4 市長は、前条の規定による決定の対象とならなかった者に対しては、本支援を実施しない旨を、不妊去勢手術不実施決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(支援の条件)

第8条 第6条の決定を受けた者(以下「決定を受けた者」という。)は、誓約書の内容を承諾しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市長は、本支援の実施を決定する場合において、本支援の実施の決定に条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 決定を受けた者は、第7条第1項の規定による通知を受けた後に本支援を受けることを中止しようとするときは、不妊去勢手術実施申請取下げ申請書(様式第5号)により本支援の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る本支援の実施の決定はなかったものとみなす。

(猫の搬入出等)

第10条 決定を受けた者は、市の貸与する捕獲器を用いて手術前対象猫を捕獲し、指定された日時にセンターに搬入するものとする。

2 決定を受けた者は、手術前対象猫を指定された日時にセンターに搬入できない場合は、前条第1項の規定により申請の取下げを行わなければならない。

3 決定を受けた者は、手術の完了後、指定された日時にセンターから手術後対象猫を引取り、当該猫を捕獲した場所付近の安全な場所に解放しなければならない。

(決定の取消し)

第11条 市長は、決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、本支援の実施の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 本支援の実施の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(2) その他市長が本支援の実施の決定が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により本支援の実施の決定を取り消したときは、不妊去勢手術実施決定取消し通知書(様式第6号)により決定を受けた者に取消した旨を通知するものとする。

(検査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、決定を受けた者に対し質問をし、報告を求め、若しくは事業の遂行に関し必要な指示をし、又は帳簿その他関係書類を検査することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月17日から施行する。